

第2回 愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議 次第

日時:令和6年12月17日(火) 18時30分～

場所:県庁第一別館3階第3・第5会議室

1 開会

2 議題

- (1) 防疫措置の状況について
- (2) 今後の防疫対応について
- (3) 本部長（知事）からの指示事項

3 閉会

防疫措置の状況について

1 A農場

(1) 農場概要

住 所：愛媛県西条市

飼 養 羽 数：約 142,000 羽（採卵鶏） 7 鶏舎

(2) 防疫対応状況

R6. 12. 9 異常家畜の発生（7羽死亡、1羽異常）

緊急立入検査、簡易検査(+)

R6. 12. 10 遺伝子検査(+)、疑似患畜の決定（8：00）

防疫措置開始(8：00 殺処分、消毒P等)

R6. 12. 15 殺処分完了

※ 農場内の汚染物品処分及び消毒を実施中

2 B農場

(1) 農場概要

住 所：愛媛県西条市

飼 養 羽 数：約 89,000 羽（採卵鶏） 5 鶏舎

(2) 防疫対応状況

R6. 12. 10 A農場の発生を受け疫学調査を実施し、A農場と衛生管理区域が同じで、施設も共同利用していたと判明

⇒疫学関連農場、疑似患畜の決定

防疫措置開始(農場外への移動禁止等)

R6. 12. 14 殺処分開始

R6. 12. 17 殺処分完了

※ 農場内の汚染物品処分及び消毒を実施中

3 C農場

(1) 農場概要

住 所：愛媛県今治市

飼 養 羽 数：20 羽（採卵鶏） 1 鶏舎

(2) 防疫対応状況

R6. 12. 10 A農場の発生を受け疫学調査を実施し、A農場と同じ管理者と判明

⇒疫学関連農場、疑似患畜の決定

防疫措置開始(農場外への移動禁止等)

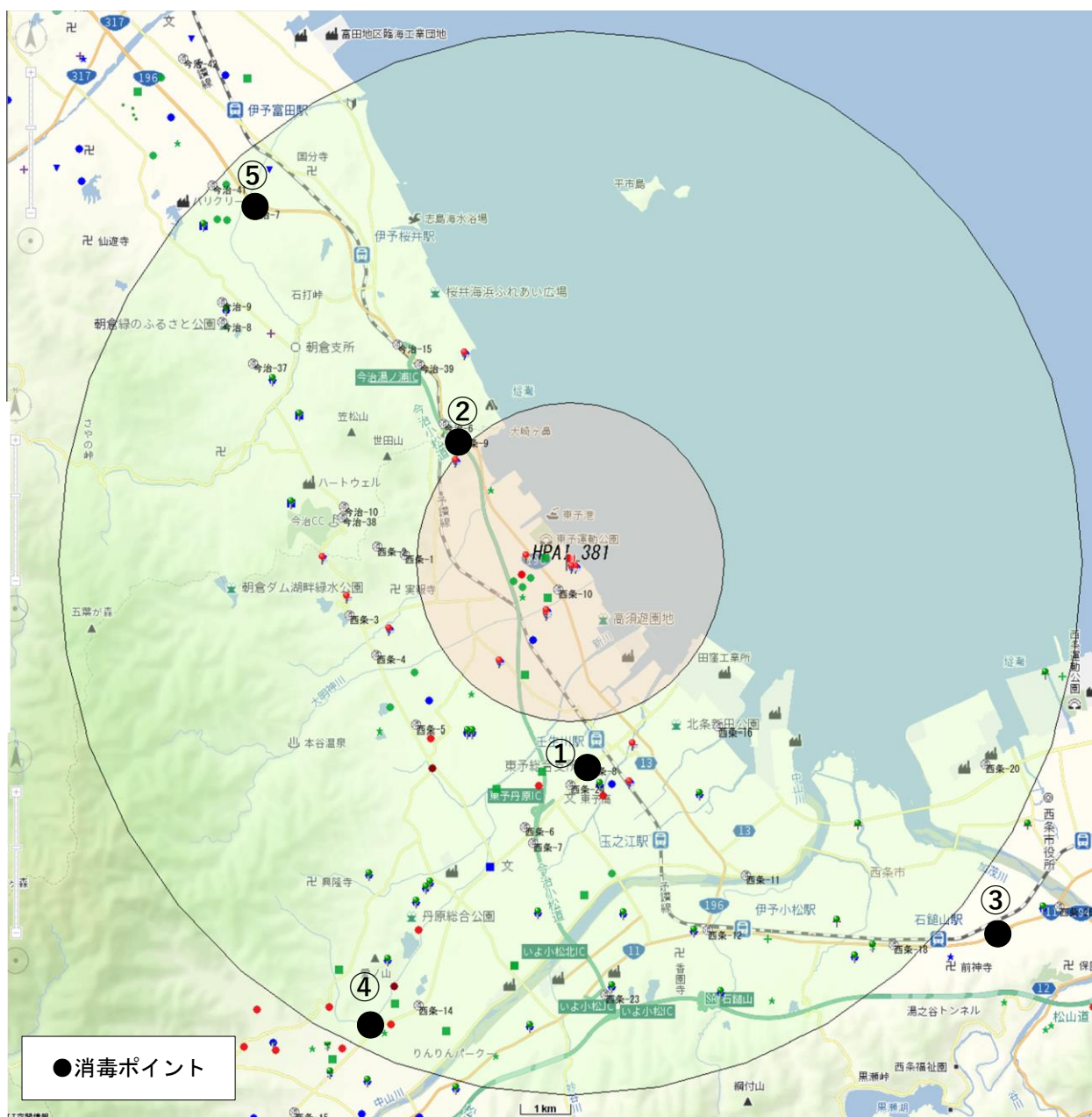
R6. 12. 17 殺処分開始・完了 7羽

※ 農場内の汚染物品処分及び消毒を完了

4 消毒ポイント（5か所）での車両消毒を継続中

(参考)

制限区域の設定と消毒ポイントの設置箇所



区間	No.	移動規制 (消毒ポイント)
3km	①	西条市西部支所
〃	②	国道 196 号西条市河原津
10km	③	JA えひめ未来神戸野菜集出荷場
〃	④	周桑農協西部センター
〃	⑤	JA 越智グリーン富田 (育苗センター)

※ B、C農場は疫学関連農場のため、移動制限区域等は設定しない。

これまでの主な活動内容

【総務班】

- ・ 対策本部設置、第1回対策本部会議（R6.12.10 8:00）
 滝波農林水産副大臣と知事のオンライン会談（R6.12.10 8:00）
- ・ 第2回対策本部会議（R6.12.17 18:30）

【動員班】

- ・ 現地への動員職員の取りまとめ、バスの手配等に係る調整
 12月17日6:00時点で、3,657人を動員済み
 （県3,003人、西条市205人、建設業協会176人、JA153人、ペストコントロール協会120人）

【疫学究明班】

- ・ 12/9に現地地域疫学係とともに発生農場のサンプル（33検体）を採取し、鳥取大学へ検体を送付
- ・ 12/10に国の疫学調査チームに同行し、疫学調査を実施

【移動規制班】

- ・ 消毒ポイントに関する現地対策本部との連絡調整
 消毒車両実績 延べ台数 388台（12/10～12/16 14:00時点）

【健康対策班】

- ・ 農場関係者や防疫従事者の健康調査等を実施する職員を派遣。
- ・ 発生地を所管する西条保健所に加え、その他の県保健所や西条市の医師、保健師等でグループ（9～14名/1グループ）を編成し、12月16日までに延べ294名が従事。
- ・ 殺処分完了後も、汚染物品処分業務に従事する防疫従事者の健康調査等を実施中。

【県民環境部】

- ・ 半径10kmを野鳥監視重点地区とし、野鳥の監視体制を強化
- ・ 消費者に向けて風評被害防止を呼び掛け（県消費生活センターHP）

【土木部】

- ・ とべ動物園・南レク公園で鳥類飼育施設の閉鎖等を実施

【教育委員会】

- ・ 学校飼育動物に関する指導を実施

【協力団体の支援】

	協力団体名	支援内容
①	J Aグループ	防疫作業への出役
②	(一社) 愛媛県建設業協会	殺処分死体、汚染物品の運搬
③	(一社) えひめ産業資源循環協会	焼却施設との調整及び汚染物品の運搬調整
④	愛媛県ペストコントロール協会	消毒ポイントでの車両消毒作業
⑤	(一社) 愛媛県バス協会	防疫従事者等の搬送
⑥	(一社) 愛媛県トラック協会	備蓄資機材の運搬
⑦	(一社) 日本産業・医療ガス協会愛媛県支部	医療用炭酸ガス（殺処分用）の供給

今後の防疫対応について

1 県及び現地対策本部の設置及び本部会議開催

- ・ 対策本部設置を継続（R6.12.10 8:00～）
- ・ 第3回対策本部会議開催（発生農場での防疫措置完了後）

2 農場内における防疫措置

- ・ 殺処分鶏の焼却処分（実施中）
- ・ 在庫卵の焼却処分（実施中）
- ・ 飼料、鶏糞及び堆肥の封じ込め措置（実施中）
- ・ 鶏舎内外、施設設備等の消毒作業（実施中）

3 消毒ポイントの稼働（継続）

- ・ 当面の間、5カ所の消毒ポイントを稼働
- ・ HPに掲載中、養鶏関係者には連絡済

4 移動制限及び搬出制限区域の設定（継続）

【西条市関連】

- ・ 移動制限区域（発生農場から半径3km圏内） ※変更なし
- ・ 搬出制限区域（発生農場から半径3～10km圏内） ※変更なし

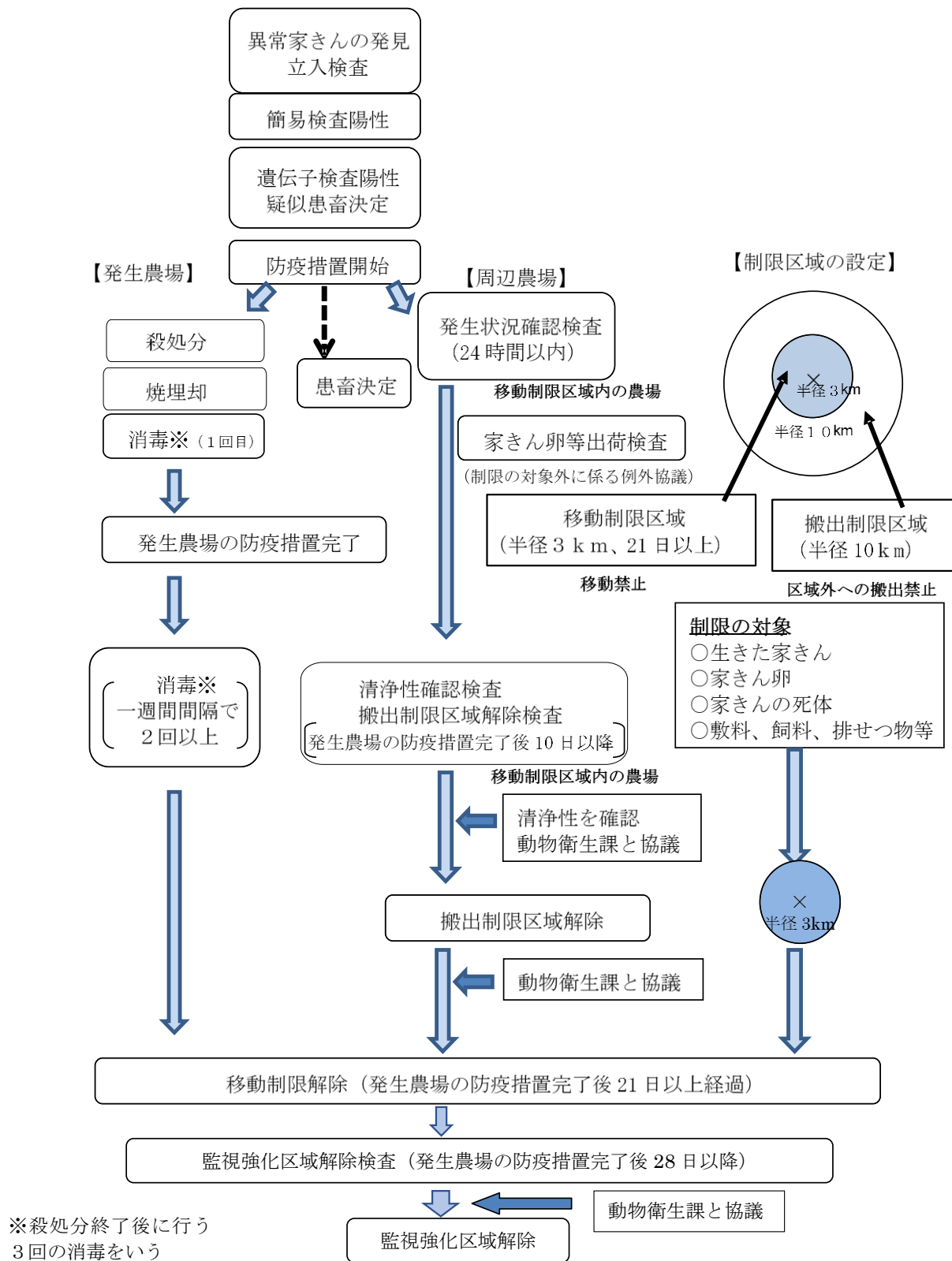
【今治市関連】

- ・ 疫学関連農場であるため設定しない

5 その他

- ・ 周辺農場での発生状況確認検査
⇒ 実施済み
- ・ 周辺農場での清浄性確認検査（防疫措置完了後10日目以降、陰性の場合は搬出制限区域を解除）
- ・ 新たな発生がなければ、防疫措置完了後21日目以降に移動制限区域の解除
- ・ 対策本部解散は、移動制限区域の解除による

高病原性鳥インフルエンザ発生における防疫措置の概要



知事からの指示事項

- 殺処分された鶏の焼却処分や、堆肥や飼料の封じ込め措置、農場の消毒作業などに全力を挙げ、防疫措置を早期に完了すること。
- 消毒ポイントでの畜産関係車両の消毒作業や、養鶏農家への衛生対策の指導徹底を強化し、感染拡大の防止に万全を期すこと。
- 渡り鳥や野鳥によりウイルスが運ばれた場合、いつ、どこで発生するかわからないため、他の地区でも、監視体制を強化すること。
- 県民へ正確な情報を提供し、不安解消、風評被害の防止に努めること。